

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程

目次

1. 目的	2
2. 責任	2
3. 適用範囲	2
4. 活動内容	2
4.1 認証活動	3
1) JFSM データベース入力情報による年次パフォーマンス分析	3
2) リスク要因「食品安全に影響する重大な製品リコール」および「関連する苦情の件数」の分析について	3
3) 認証機関への定期事務所審査	4
4.2 認証審査活動	5
1) JFSM データベースへの認証情報登録時の審査情報の確認	5
2) 審査報告書のサンプリングレビュー	6
4.3 審査員活動	9
1) アクティブな審査員の数	9
2) 前年度の審査員別審査実績	9
5. 不適合への対応	10
1) 修正処置と是正処置	10
2) 認証機関への要時訪問調査	10
3) 認証業務の一時停止	11
4) 契約解除	11
6. 活動の評価	11

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

1. 目的

本規程は、JFS-C 認証プログラム文書（以下、「認証プログラム文書」という。）の「インテグリティープログラムの策定・実施」におけるサーベイランス活動、ならびに、「審査員の力量」、「審査員の実務経験及び履修歴」や「審査実績と評価プログラム」、「テクニカルレビューアに求める力量」、「審査立会評価員に求める力量」に関連し、審査員、テクニカルレビューア、審査立会評価員が審査活動を継続していく上で、JFSM が管理しておくべき審査関連情報を確認する活動の詳細を定めたものである。

2. 責任

- 1) 事務局長は、認証機関に対するサーベイランス活動の統括及びそれにとまなう不適合への対応について責任を負う。事務局は、事務局長の当該業務を補佐する。
- 2) 理事長は、認証機関の認証業務の一時停止、及び、認証機関と JFSM との契約の解除についての責任を負う。

3. 適用範囲

本規程の適用範囲は、JFSM と「JFS-C 認証プログラムに係る審査及び認証業務に関する契約書」を交わした認証機関とする。

4. 活動内容

認証プログラム文書に記載の通り、認証機関による適切な認証活動を継続していくためには、様々なリスク要因に対する管理活動が必要である。リスク要因については、「認証プログラム文書（規定）インテグリティープログラムで考慮するリスク要因」を参照のこと。

JFSM は、以下のサーベイランス活動を通じて、本認証プログラムのインテグリティーや信頼性を維持していかなければならない。

また、認証プログラム文書「（規定）インテグリティープログラムで考慮するリスク要因」に記載の通り、以下のサーベイランス活動でモニタリングしていく認証機関のパフォーマンスの中から、認証プログラムのインテグリティーや信頼性を維持していく上で重要な指標を主要パフォーマンス指標 KPI と定め、必要に応じて認証機関とも連携して取り組まなければならない。

（規定）インテグリティープログラムで考慮するリスク要因より抜粋

項番	関連するインテグリティープログラムおよび KPI	考慮されるリスク要因											
		a)	b)	c)	d)	e)	f)	g)	h)	i)	j)	k)	l)
3.6.3	デスクトップレビュー (審査報告書モニタリング)	△		△	△				△			△	
3.6.4	事務所審査	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
3.6.5	認証活動における KPI	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3.6.6 1)	データベースによる認証業務評価	○		○		○	○	○	○	○	○		

注) ○：評価可能なリスク要因

△：評価可能となり得るリスク要因

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

インテグリティプログラムで考慮するリスク要因と評価の目的

考慮されるリスク要因	評価の目的
a) 認証機関の活動国数	審査活動範囲の多様性を評価するため
b) 認証機関の中央機能の数	審査活動範囲の多様性を評価するため
c) アクティブな審査員の数	審査件数に対するバランスを評価するため
d) 審査が実施される言語	地域間での審査環境の差異
e) 地域別審査件数	地域間での審査環境の差異
f) 認証登録数	審査員数に対するバランス
g) 審査員一人当たりの審査件数	審査員間の活動バランス
h) 分類別不適合件数	審査員・認証機関ごとの傾向や差異
i) 不適合の等級と件数	審査員による審査のばらつき
j) 審査実施工数	算定工数との差異や整合性
k) 食品安全に影響する重大な製品リコール	認証組織の規格への適合性評価の確認
l) 関連する苦情の件数	認証活動への評価

JFSM は上記表の「考慮されるリスク要因」と「評価の目的」を以下の 3 つの活動に分類し、前年 1 月から 12 月までの活動を翌年 3 月にまとめ、サーベイランス活動として確認し分析する。

- ◇ 認証活動
- ◇ 認証審査活動
- ◇ 審査員活動

4.1 認証活動

JFSM は JFSM データベース入力情報、および事務所審査の結果に基づき、認証活動についてインテグリティや信頼性の維持を分析、評価する。

- 1) JFSM データベース入力情報による年次パフォーマンス分析
前年度の 1 月から 12 月までに JFSM データベースに入力されたデータを対象として、JFS-C の認証活動として定める指標についてパフォーマンス分析を行う。(年一回の実施) 指標は、認証プログラム文書の付属書 4 に定める。この分析は例年 2 月末までに前年分を対象に実施する。
- 2) リスク要因「食品安全に影響する重大な製品リコール」および「関連する苦情の件数」の分析について
 - (1) JFSM は、JFSM データベース入力情報による認証年次パフォーマンス分析におけるリスク要因のうち、「k) 食品安全に影響する重大な製品リコール」について、公開情報より該当認証組織のチェック、および認証機関からの**リコール発生時の**連絡によりカウントし、モニタリングを行う。
 - (2) JFSM は、JFSM データベース入力情報による認証年次パフォーマンス分析におけるリスク要因のうち「l) 関連する苦情の件数」について、認証活動に関する JFSM に寄せられた苦情と各認証機関への事務所審査で確認する認証機関に寄せられた JFS-C の認証活動に関連する苦情について、苦情内容や件数のモニタリングを行う。

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

3) 認証機関への定期事務所審査

原則として、認証機関と契約を締結してから 3 年後の前後 3 か月以内に、第 1 回目の定期事務所審査を実施する。以降、これを同様に 3 年ごとのサイクルで繰り返すものとする。定期事務所審査の実施方法や、事務所審査で摘出した不適合への対応方法については、以下の別項に記載した。

尚、契約後、JFS-C 規格の審査実績が無いまたは認定申請前の認証機関に対しては、書面審査による対応も可能とする。

JFSM は定期事務所審査の実施要領を以下に示す。

(1) 審査チームおよび審査リーダーの選任

JFSM 事務局は、事務所審査を実施する審査チームのリーダー及びメンバーを選任する。リーダー及びメンバーは、次のいずれかに該当する者で、かつ、審査対象となる認証機関との間に利害関係のない者でなければならない。

- a) JFS-C 認証プログラム文書を理解しており、内部監査、二者監査又は第三者監査を実施した経験がある者
- b) 事務局長が上記 a) に準じて、事務所審査を実施する審査員としての力量を認めた者

(2) 審査の計画と準備

審査チームは、認証プログラム文書「インテグリティプログラムの策定・実施」に基づき、「JFS-C 事務所審査計画書」(FM_301_2-1) 及び審査チェックリスト (FM_301_1-2 JFS-C 事務所審査チェックリスト) を作成し、原則として、事務所審査を実施する 3 か月前までに審査チェックリストを認証機関に送付する。

認証機関は、証拠文書及び記録を特定して審査チェックリストに記入し、原則として 4 週間前までに、審査チームに当該リストを提出しなければならない。審査チームは、当該リストを確認し、あらかじめ確認する必要があると判断した文書等について、認証機関に対して事前に提出を求める場合がある。

審査チームは、認定機関より当該認証機関の最新の認定審査報告書入手し、内容精査の上、重点チェック項目の絞り込みを行い、「JFS-C 事務所審査計画書」に反映させる。審査計画書は、原則として 3 週間前までに認証機関に提出する。審査計画書のひな形を FM_301_2-1 に示す。審査日数は、原則 1 日とする。

(3) 審査事項

事務所審査において審査すべきポイントや視点は、以下のとおりである。

- ① 認証機関は、認証プログラムの要求事項に従って、認証のプロセスを実施しているか。
- ② 認証機関は、認証プログラムの要求事項に従って、審査員、テクニカルレビューアー、および審査立会評価員の力量を評価しているか。
(特に、新規審査員を適切に評価し、既存審査員を継続的に評価しているか。)
- ③ 認証活動に関係する要員に対して、定期的に研修を実施しているか。
- ④ 認証システムを定期的にレビューし、改善しているか。
- ⑤ 「JFS-C 認証ログ取扱規程」に従ってログ使用しているか。

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

(4) 審査の実施

審査チームリーダーは、審査の開始にあたって、出席者を確認し、認証機関に対し、審査計画書に従って審査内容及び必要事項の説明を行う。

認証機関は、事務所審査中、JFS-C 認証プログラム、認証業務、JFSM データベース、その他関連する業務の各管理者（やむを得ない場合は担当者）の出席を確保し、認証業務及びそれに関連する業務のマネジメントシステム及び業務プロセスについて、審査チームに説明できるようにしなければならない。

審査チームは、審査チェックリストを用いて対象認証機関に質問を行い、審査チェックリストの項目ごとに客観的証拠を収集して、認証機関のオペレーションについての適合状況を判定する。なお、必要に応じて、観察された事項（不適合事項を含む）に対して質疑応答を行い、相互理解を図る。また、適合状況の判定は、以下の3分類のいずれかとする。

- a) 適合（認証プログラム文書の要求事項を満たしている場合）
- b) 不適合（認証プログラム文書の要求事項を満たしていない場合）
- c) 観察事項（認証プログラム文書の要求事項を満たしてはいるが、改善の余地がある場合）

審査時に、審査チームリーダーは、審査チームメンバーと協議の上、審査結果の判定を行い、「JFS-C 不適合観察事項報告書」(FM_301_2-2)を作成し、審査のクロージングにて提示する。

審査のクロージングにて、認証機関に「JFS-C 事務所審査出席者リスト」(FM_301_2-3)の記入をお願いする。

審査チームは、審査のクロージングで提示した「JFS-C 不適合観察事項報告書」(FM_301_2-2)の内容を認証機関と合意し、認証機関の合意の署名を依頼する。

JFSM は、認証機関の署名入りの「JFS-C 不適合観察事項報告書」(FM_301_2-2)の内容により、認証機関へ(5)不適合への対応を依頼する。

(5) 不適合への対応

定期事務所審査の不適合への対応は、本規程「5. 不適合への対応」を参照のこと。

(6) 認証機関への定期事務所審査の JFSM 内承認について

JFSM は、最終判断を記入した審査チェックリストを最終版とし、その審査チェックリスト、および不適合がある場合には、JFSM が承認した是正処置が記載されている「JFS-C 不適合観察事項報告書」(FM_301_2-2)、そして審査当日に認証機関が記入した「JFS-C 事務所審査出席者リスト」(FM_301_2-3)をもって審査報告書一式として、継続承認の付議を JFS 事業部直上のリーダーシップメンバー（以下、LT メンバーという）に対して行う。

4.2 認証審査活動

JFSM は、JFSM データベースに入力された認証審査情報から、認証書の真正性、審査報告書のサンプリングレビューから認証審査活動について本認証プログラムのインテグリティや信頼性の維持を分析、評価する。

1) JFSM データベースへの認証情報登録時の審査情報の確認

JFSM は認証機関によって JFSM データベースに入力された、審査毎の情報を「認証プログラム文書 3.10 認証書の真正性の確認」に基づき、確認する。データ入力に漏れや誤登録があった場合には、認証機関に対し、原

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

則依頼日から 14 日以内にそのデータを修正するよう求める。

審査、および認証書の真正性については、以下を確認する。

- ① 審査：審査分類（初回審査、定期審査、再認証審査および通知、非通知）
 - ② 審査組織における審査スコープの有効性(認証機関、登録審査員のスコープ審査スコープとの整合性)
 - ③ 審査組織の製品群と審査セクター・サブセクターの整合性
 - ④ 審査工数の整合性及び妥当性（HACCP 数、従業員数、シフト数、審査員数、審査日数そのほか、移行審査等の追加工数による審査工数）
 - ⑤ 認証書の発行日および有効期限日
- 審査計画において最小工数を逸脱しうる事例については、「JFS-C 審査工数規程」に基づき、理由の説明と共に根拠の提出を求め、原則依頼日から 14 日以内に書面（電子メールを含む）による回答を得る。JFSM はその回答と根拠を元に事例の妥当性の確認をし、承認の可否を決定する。
- 審査工数についてはデータベースに組み込まれた自動計算により、組織の HACCP 調査数や従業員数で算定される最低工数を下回る審査工数は投入できない仕組みになっているが、承認されていない審査工数逸脱については、JFSM データベースの登録より、モニタリングする。

2) 審査報告書のサンプリングレビュー

JFSM は以下のようにサンプリングを行う。

毎年 4 月以降に、前年度 4 月から同年度 3 月末までの 1 年間に JFSM のデータベースに登録された審査実績を遡り、その 1 年間に実施された初回審査及び再認証審査事例を抽出し、以下の表のサンプリングルールに基づいて、各認証機関のサンプリングする審査事例数を決定する。

なお、決定した審査事例数のサンプリングにおいては、直近の 1 年間で実施された GFSI によるデスクトップレビューや事務所審査でサンプリングされた審査事例を含めることにより、GFSI のベンチマーク要求事項への適合性レビューも同時に考察することができることから、サンプリングの際に考慮する。

JFS-C スキーム（JFS-C 認証プログラム文書、および規格文書）認定前の認証機関については、「審査報告書のサンプリングレビュー」の実施時に JFS-C 認証プログラム文書、および規格文書の改版対応を確認する。（改版があった場合）

また、サンプリングされた審査事例を対象としたレビューの実施方法については、以下の別項に記載する。

審査事例のサンプリングルール

認証機関別年間審査実績数（初回審査・再認証審査）	サンプリングする審査事例数
1～10 件	1 件
11 件～100 件	実績件数の 10%（小数点以下切り捨て）
101 件以上	10 件

JFSM は審査報告書のレビューを以下の通り実施する。

(1) JFSM が実施する審査報告書のレビュー実施要領について

JFSM は、契約のある認証機関を対象に審査報告書のレビューを行う。

次に定めるモニタリング項目に基づいて審査報告書及び関連資料からモニタリングを実施する。モニタリングのために追加の情報が必要な場合、JFSM は、対象認証機関に対して、追加の情報（文書を含む）の提供を求める。

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

JFSM は提出資料より、以下の項目を確認する。

- ◇ 認証プログラム文書の要求事項を満たすテクニカルレビューアーがサンプル案件の審査のレビューをしているか。
- ◇ 認証プログラム文書の要求事項を満たす審査立会評価員がサンプリング案件の審査員の評価をしているか。
- ◇ 一連の審査活動が認証プログラム文書の要求事項を満たしていることが確認できるか。
- ◇ JFS-C 規格文書の要求事項をすべて審査していることが確認できるチェックシートとそのサマリー。
- ◇ 各サイトの適合性を十分な証拠に基づき適切に判断しているか。
- ◇ 各サイトに対して不適合を指摘した場合に、十分な証拠に基づき判断しているか。
- ◇ サイトが実施した不適合の修正又は是正措置について審査員が適切に検証しているか。
- ◇ 審査工数の算定根拠が妥当か。
- ◇ その他、認証審査の適切性に係る確認事項

JFSM は、モニタリングの結果、関連資料を含む審査報告書について、認証プログラム文書の要求事項に適合しない可能性があると判断した場合には、対象認証機関に対して、その理由の説明を求め、必要に応じて改善を要請する。対象認証機関は、原則依頼日から 14 日以内に対応し、その対応結果を JFSM に報告しなければならない。

① 審査報告書のサンプリングレビューに関する資料提出要件

上記に記載の通り決定した審査報告書のサンプリングレビューを実施するにあたり、JFSM は各認証機関に対してサンプリング事例に関連する以下の文書の提出を求める。

② 提出資料

- a) サンプリングされた審査員、およびテクニカルレビューアー、該当審査員の審査立会評価員と認証機関の間で締結された「機密保持」「利益相反」「公平性」が明言された文書。
- b) 認証機関が、サンプリングされた審査員*1、およびテクニカルレビューアー、該当審査員の審査立会評価員へ実施した ISO/IEC17021-1、ISO22003-1、IAF MD4 についての教育実施記録(資料および出席記録) (*1 審査員の初回登録において既に提出されている資料については省略可能)
- c) 審査員の力量に関する資料 (*1 審査員の初回登録において既に提出されている資料については省略可能)
 - 認証プログラム文書「審査員の力量」および「審査員の実務経験および履修歴」についての根拠資料
 - 最新情報が記載されている「JFS-C_審査員力量管理表_Auditor Competency Management Sheet」
 - 直近の研修記録(研修資料、出席リストや評価記録)
 - 直近の立会審査評価記録

*評価記録には、認証プログラム文書「3.行動及びシステム思考」を含むこと。
- d) サンプリング審査のテクニカルレビューアーの力量に関する資料
 - 認証プログラム文書「テクニカルレビューアーに求める力量」を満たしていることを示す資料
 - 認証機関がサンプリング審査のテクニカルレビューアーの力量を評価、承認した記録
- e) サンプリング審査における審査員を立会評価した審査立会評価員の力量に関する資料

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

- 認証プログラム文書「審査立会評価員に求める力量」を満たしていることを示す資料
- 認証機関が当該審査立会評価員の力量を評価、承認した記録
- f) 審査に関する資料
 - 認証プログラム文書「審査報告の作成」に記載されている a)～j)に記載されている項目を満たす根拠資料
 - 審査計画書
 - 審査工数決定書
 - リモート審査を実施した場合にはリスク評価の記録
 - 審査報告書（審査報告書の要求事項 a)～j)を含む）
 - 審査報告書 不適合の内容及び判断根拠に基づく修正や是正処置の根拠
 - 認証決定の根拠（判定やテクニカルレビューの実施の記録）
 - 発行された認証書（定期審査の場合には直近に発行されたもの）
- g) 「JFS-C 認証プログラムに係る審査報告書作成規程」に基づき審査報告書が認証決定 2 週間以内に組織に交付されていることが証明できる根拠。
- h) 認証プログラム文書「審査報告書 1) 審査報告書の作成」に記載する、審査報告書が GFSI に開示されることが合意されている根拠
- i) 認証プログラム文書「審査報告書のレビュー」①～④を満たす根拠資料
- *1 審査員の初回登録時に求める文書：
 - ◇ 認証機関と審査員の間で交わされた 機密保持、利益相反、公平性について記載のある契約書または同等文書
 - ◇ JFS-C 認証プログラム文書で求める以下の根拠となる文書、記録
 - ・ 審査員の学歴、職歴、資格 の根拠となる証明書等
 - ・ ISO/IEC17021-1、ISO22003-1、IAF MD4 についての教育実施記録(資料および出席記録)
 - ・ 審査員の初回登録要件を満たしている研修修了記録
 - ・ 審査員の力量評価と倫理行動評価

③ 提出資料の提出期限

認証機関は JFSM の求めに応じ、原則依頼日から 14 日以内(注)に提出する。

追加の資料提出については原則依頼日から 5 営業日以内に提出する。

注：祝日が重なる場合には考慮する

(2) GFSI が実施する審査報告書レビューの実施について

JFSM が実施する審査報告書のレビューで求める提出資料と GFSI が行う年 2 回のデスクトップレビューで求める提出資料は同様である。提出については以下のとおり。

① 提出資料の提出期限

JFSM が GFSI に対して提出する為に要請する資料については、原則依頼日から 10 日以内に JFSM に提出する。

GFSI のベンチマークリーダーから要求された追加の資料提出については、原則 JFSM の依頼日から 3 営業日以

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

内に提出する。

② 提出資料の言語

認証機関が提出する資料は、公式翻訳言語である英語、または組織が定める言語もしくはその両方での提出とする。認証機関と組織が定める言語のみで提出する場合は、翻訳容易なファイル形式（Word, Excel, ファイル変換によって作成した PDF 等）にて提出し、JFSM で翻訳を担う。翻訳困難な資料（紙面をスキャンして保存した画像ファイル、手書き資料等）は、原本と合わせ翻訳容易なファイル形式の資料を別途提出する。

③ GFSI からの不適合について

JFSM は 2)③の内容確認後、GFSI に提出する。GFSI からの不適合については該当認証機関とのやり取りを行い、追加資料の提出、不適合対応の依頼を行う。該当認証機関は原則依頼日から 14 日以内に不適合対応を行う。

期間内の対応が難しい場合には認証機関は、JFSM と期間の合意を得ること。

4.3 審査員活動

JFSM は、認証機関から申請された新規審査員の登録や、セクター・サブセクターの拡大の登録及び、前年度の審査員別審査実績から、インテグリティープログラムで考慮するリスク要因でもあるアクティブな審査員の数、R0、R1 審査員の数を評価する。また 2) で述べる前年度の審査員別審査実績からも、審査員活動について本認証プログラムのインテグリティーや信頼性の維持を分析、評価する。

1) アクティブな審査員の数

JFSM は認証プログラム文書「審査員の初回登録要件」および「JFS-C 審査員 初回登録規程」により登録された審査員を、付属書 4（規定）インテグリティープログラムで考慮するリスク要因におけるアクティブな審査員の数(R0, R1 審査員含む)を主要パフォーマンス指標 KPI と定め確認し、分析する。

2) 前年度の審査員別審査実績

認証プログラム文書の「審査実績と評価プログラム」に基づき、審査員活動の一つとして前年度の審査実績を確認する。

- (1) 審査員の審査実績として JFS-C の審査件数や GFSI 承認規格の審査件数の年間実績数に要件を定めている。この要件の確認のため、前年度 1 月から 12 月までの 1 年間における実績件数を、毎年 1～2 月に全ての認証機関に対して情報提供を依頼し集計する。なお、認証プログラム文書「審査実績と評価プログラム」の審査実績要件に満たない審査員については、当該審査員の審査員資格を一時停止する主旨を認証機関に通知する。
- (2) 認証プログラム文書の審査技能の評価プログラムに、審査員の教育・訓練として JFSM が提供した JFS-C 認証プログラムおよび規格要求事項の内容についての研修の実施を確認するため、研修資料および出席者リス

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

トまたは評価記録の提出を求める。

- (3) JFSM は、認証機関から提出される更新情報の記入された「JFS-C_審査員力量管理表_Auditor Competency Management Sheet」および研修資料と出席者リストまたは評価記録によって「審査実績と評価プログラム」を確認する。

5. 不適合への対応

1) 修正処置と是正処置

- (1) JFSM は 3.活動内容で述べた 3 つの活動項目(認証、認証審査、審査員)についてサーベイランス活動として確認、モニタリングする際に認証機関とのコミュニケーションの結果、各活動で求められている期限や対応が得られない場合、不適合として以下の対応に切り替える。
- (2) JFSM は、不適合の内容について認証機関と合意した上で、認証機関に対し、修正及び／又は是正処置を要請する。定期事務所審査については、「JFS-C 不適合観察事項報告書」(FM_301_2-2) を用いて要請する。認証機関は、この合意の日から原則として 30 日以内に、是正処置計画を JFSM に提出する。尚、観察事項の場合には、次回事務所審査時に改善状況を確認するものとする。併せて、その認定機関と情報共有し、当該事務所審査以降の定期認定審査時において、改善実施状況を確認頂くこととする。
- (3) JFSM は、上記の是正処置計画の妥当性を確認し、承認する。
- (4) 認証機関は、上記(2)の合意の日から原則として 90 日以内に、是正処置を完了しなければならない。ただし、不適合の内容に鑑みて、この期間内に是正処置を完了することが難しいと JFSM が判断した場合、JFSM は、認証機関と協議の上、この期限を延長することができる。
- (5) JFSM は、必要な場合に、再審査を実施し、是正処置が完了したこと、並びにその適合性及び有効性を確認する。
- (6) 上記(5)の結果、認証機関が当該不適合を修正及び／又は是正できていなかった場合、認証機関に対し更に 30 日の猶予を与え、その後、必要な場合には再々審査を実施し、修正及び是正の完了、並びにその適合性及び有効性を確認する。ただし、認証機関が正当な理由なく修正又は是正処置を懈怠した場合はこの限りではない。そのような懈怠行為をした場合は、下記 3)に記載の認証業務の一時停止の手続きへと移行する。
- (7) この再々審査を実施する場合、その費用（交通費、人件費相当分等）は認証機関が負担する。

2) 認証機関への要時訪問調査

JFSM は、次のいずれかに該当する場合に、認証機関の事務所において適合性判断に必要な情報を収集するために、認証機関の事務所への訪問調査を実施することができる。

- ① JFSM が受理した異議や苦情に対する JFS-C 認証プログラムに係る異議処理に関する規程 (PR_301_05) や苦情対応規程 (PR_000_04) に基づく活動の中から、認証機関の活動における上記リスク要因に関連するインテグリティに疑義が認められ、訪問調査が必要であると判断した場合
- ② 認証機関の体制及び要員に重大な変更があった場合
- ③ 不適合対応を含めた JFSM によるサーベイランス活動の評価の結果が、認証機関の認証活動が要求事項を満たしていないおそれがある場合
- ④ その他、当該機関の事務所に直接訪問して調査を実施する必要があると判断した場合

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

原則として、この訪問調査にあたっては、認証機関に対して、あらかじめ書面により、調査日時、調査場所、調査対象等を通知するものとする。ただし、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に通知をした上で、日程を定めずに訪問調査を行うことができる。

3) 認証業務の一時停止

(1) JFSM は、以下のいずれかに該当する場合、当該認証機関の認証業務を一時停止する。

- ① 上記 1)(2)の是正処置の要請にもかかわらず、対象認証機関が正当な理由なく修正又は是正処置を懈怠した場合
 - ② 上記 2) 認証機関への要事訪問調査によっても、当該不適合の是正完了、その適合性又は有効性を確認できなかった場合
- (2) JFSM は、認証機関の認証業務を一時停止したことを JFSM のホームページにおいて公表するとともに、理事会に報告し、当該機関の認定機関及び GFSI に通知する。
- (3) 認証機関は、認証業務の一時停止期間中、JFS-C 認証プログラムに基づく初回審査をしてはならない。既に発効した有効期間中の認証を維持または再認証するために必要な業務（サーベイランス審査、再認証審査を含む）については、不適合の重大性を考慮して一時停止をする場合がある。
- (4) JFSM は、一時停止後、原則として 90 日が経過するまでの間に、当該不適合が是正されたことを再度の審査により確認する。これにより当該不適合の是正が確認できた場合に、JFSM は、認証活動の一時停止を解除することができる。
- (5) この審査のために認証機関の事務所を訪問して審査する必要がある場合、その費用（交通費、人件費相当分等）は当該機関が負担する。

4) 契約解除

JFSM は、認証機関が次のいずれかに該当する場合、当該機関との契約を解除することができる。JFSM は、認証機関との契約を解除したことを JFSM のホームページにおいて公表するとともに、理事会に報告し、当該機関の認定機関及び GFSI に通知する。

- ① 認証業務の一時停止後、90 日が経過しても、認証機関が正当な理由なく適切な修正及び／又は是正措置を講じず、不適合が修正及び是正される見込みが認められない場合
- ② 認定機関が認証機関の認定を取り消した場合
- ③ 認証機関が倒産、民事再生手続、会社整理、会社更生、特別清算及びその他類似の手続開始を申し立てられ、かつ、認証機関としての活動ができないことが明らかになった場合

6. 活動の評価

- 1) JFSM は前年 1 月から 12 月までの 3 つのサーベイランス活動(認証活動、認証審査活動、審査員活動)を、「JFSM データベース入力情報による認証年次パフォーマンス分析」としてまとめ、認定機関、認証機関を含む関連委員会や関係者へ報告、配布を行う。JFSM は、認証プログラム文書「インテグリティプログラムの策定・実施」に記載のとおり、少なくとも年に一度、翌年 5 月までに各関係機関(者)に配布する。
- 2) JFSM は、各認証機関に対するサーベイランス活動の報告は活動に対する不適合への対応も含め、「認証機関サーベイランス活動レビュー及び報告書」としてまとめ、評価する。報告書は、認証プログラム文書の記載のとおり、少なくとも年に一度、翌年 5 月までに各認証機関に配布する。

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

- 3) 上記文書は、認証プログラム文書「インテグリティープログラムの策定・実施」に記載のとおり、少なくとも年に一度、翌年 5 月までに各認証機関に配布する。
- 4) 認証機関は、「認証機関サーベイランス活動レビュー及び報告書」の内容を内部監査の監査項目に含め、レビューすること。

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

この文書で参照する様式

JFS-C FM_JFS-C 事務所審査チェックリスト (FM_301_1-2)

JFS-C 事務所審査計画書(FM_301_2-1)

JFS-C 不適合観察事項報告書(FM_301_2-2)

JFS-C 事務所審査出席者リスト(FM_301_2-3)

JFS-C 審査員力量管理表_JFS-C Auditor Competency Management Sheet

JFSM データベース入力情報による認証年次パフォーマンス分析(FM_301_3-1)

認証機関サーベイランス活動レビュー及び報告書(FM_301_3-2)

改 版 (Version)	発行日 (Issue Date)	改定履歴 (Revision History)
	2018-07-05	初版
R01	2019-04-23	認証スキーム文書 Ver. 2.3 改定に整合させた修正
R02	2019-10-28	GFSI から指摘された不適合の是正処置
R03	2020-11-11	BR2020.1 に整合させた改版
R04	2021-11-05	認証プログラム文書 ver.3.1 に整合させた修正
R05	2022-11-24	GFSI から指摘された不適合の是正処置
R06	2025-05-30	<ul style="list-style-type: none"> ・GFSI BR2024 発行に伴う修正対応 ・2023 年 11 月内部監査による指摘への対応 ・認証業務関連文書全体の整理整頓に伴う修正

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

FM_301_2-1

御中

JFS-C 事務所審査計画書（例）

年 月 日

一般財団法人食品安全マネジメント協会

認証機関		
認証機関名		
住所		
認定範囲		
JFSM 審査チーム		
審査チームリーダー		
審査チームメンバー		
審査チームメンバー		
連絡先メールアドレス	(担当者名 :)	
事務所審査の概要		
審査実施日（予定）	年 月 日	
審査基準	JFS-C 認証プログラム文書 Ver. XX	
審査の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・認証機関のマネジメント体制 ・審査・認証のパフォーマンス ・審査員の力量 その他 （具体的な審査項目については審査チェックリストを参照）	
審査タイムスケジュール		
予定時刻	審査内容	対応者
09:30-10:00	オープニング会議	CB マネジメント部門 JFS-C 担当要員
10:00-12:00	QMS、認定／ライセンス、ロゴの使用 認証機関と組織との契約関係 審査のプロセス、認証のプロセス	CB 業務担当者
12:00-13:00	昼休憩	
13:00-16:30	組織及び JFSM とのコミュニケーション 審査員その他の要員の教育訓練 審査員の力量及び登録	CB 業務担当者
16:30-17:00	JFSM 審査チームのミーティング	JFSM 審査チームのみ
17:00-17:30	クロージング会議	CB マネジメント部門 JFS-C 担当要員
留意事項		
・事務所審査には、JFS-C 認証プログラム、認証業務、JFSM データベース、その他関連する業務の責任者（やむを		

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

得ない場合には管理者)にご参加いただけますようお願いいたします。また、オープニング会議とクロージング会議には、JFS-C 業務全体の責任者にもご参加をお願い致します。

- ・事務所審査では、文書及び記録のレビューとともに、各関連業務の担当者様に業務プロセスについてのヒアリングを実施します。
- ・事務所審査のお問合せについては、JFSM 審査チームの連絡先メールアドレスにご連絡ください。

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

FM_301_2-2

御中

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

JFS-C 不適合観察事項報告書

一般財団法人 食品安全マネジメント協会

本日は弊 JFSM による事務所審査にご協力いただき有難うございました。

審査の結果、下記の内容を検出致しましたのでご確認の上、記名にてご承認をお願い致します。

審査種類	
審査対象機関	
審査年月日	
審査基準文書	

基準文書項番	不適合または観察事項	内容

一般財団法人食品安全マネジメント協会
審査チームリーダー

認証機関名称

(リーダー氏名 を記入)

(代表者氏名 を記入)

JFS-C 認証プログラムに係る認証機関に対する サーベイランス活動規程	発行日 2018-07-05	文書番号 PR_301_06_R06_ja
	改定日 2025-05-30	改定番号 R06

FM_301_2-3

JFS-C 事務所審査出席者リスト

出席者リスト				
一般財団法人 食品安全マネジメント協会				
審査種類	認証機関への定期事務所審査			
審査対象機関				
審査日	年 月 日			
審査スケジュール	① オープニング会議 (9:30~10:00)			
	② 各審査			
	③ クロージング会議 (17:00~17:30)			
上記、審査スケジュールを参考に、出席した会議に○を付けた後、氏名及び所属部署/役職の記入をお願い致します。				
氏名	所属部署/役職	①	②	③